

社会福祉法人桔梗会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桔梗会（以下「本会」という。）の役員（理事、監事）、評議員、特別養護老人ホームききょうの里入所判定委員会の委員、特別養護老人ホームききょうの里ユニット型運営協議会の委員及び社会福祉法人桔梗会評議員選定委員会の委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤の者

常勤の者の勤務形態及び報酬等は、理事長が評議員会の同意を得て別に定める。

(2) 非常勤の者

次表に基づいて報酬を支給する。

評議員	(評議員会・理事会)
理事	会議出席1回につき、8,500円
監事	(上記の額は、1日あたりの上限額とする。以下この号において同じ。)
監事	内部監査1回につき、10,000円
ききょうの里入所判定委員会委員 ききょうの里ユニット型運営協議会委員 評議員選定委員会委員	(入所判定委員会・運営協議会の運営推進会議・評議員選定委員会) 会議出席1回につき、4,000円

次の業務のために、この法人が運営する事業所に出勤したとき。

文書決済、事業運営打合せ、辞令交付、防災訓練、入札会、地域交流、ボランティア訪問対応、視察訪問対応、監査立会い、記念行事、その他これらに準ずるもの	出勤1回につき、4,000円
---	----------------

2 役員等のうち、理事及び監事に対して支給する各年度の報酬の総額は、12,000,000円を超えない範囲内とする。

3 本会の職員が役員等の職を兼ねるときは、その兼ねる職として受けるべき報酬等は支給しない。

(退職慰労金)

第3条 役員等のうち、評議員、理事及び監事が退任したときは、退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金は、次表に定める算式により算出される額とする。ただし、在職年数に1年に満たない端数が生じ、その端数が6ヶ月を超えるときは、これを1年として計算する。

常勤・非常勤共通	在職年数×10,000円
----------	--------------

3 退職慰労金は、当該役職を円滑に務め、かつ、任期の満了、辞任 又は死亡により退任した者に限り支給する。

(費用の弁償等)

第4条 役員等が、法人業務のために旅行をしたときは、本会の旅費支給規程を準用し、施設長の区分に従い、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の者に対する報酬等は、毎月支給する。

2 非常勤の者に対する報酬等は、毎年度3月に当該年度分を一括して支給する。ただし、年度途中で退任したときは、その退任時に支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族、以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の承認を得て行う。

附 則

平成13年 5月26日から実施した「社会福祉法人桔梗会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」は、平成28年11月30日限りをもって廃止する。

附 則

この規程は、平成28年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。